

令和5年度

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等の指導検査について

令和5年5月19日(金) 午後1時30分～
沖縄市民会館大ホール

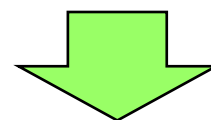
中部広域市町村圏事務組合



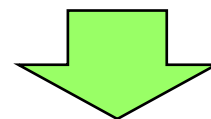
中部広域市町村圏事務組合とは



中部広域市町村圏事務組合は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村で構成する一部事務組合(特別地方公共団体)。



一部事務組合は、構成する市町村が行う事務の一部(本係は、障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務)を共同して処理。



共同して処理するメリットとしては、専門性の確保などがあげられます。

(例)社会福祉法人の指導監査、特定教育保育施設、認可外保育施設等の指導監査など

指導検査の根拠

- 障害福祉サービス事業者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項

- 障害児通所支援事業者等

児童福祉法第57条の3の2第1項

- 各市町村の地域生活支援事業関連要綱等

事業所に常に意識していただきたいこと

- 【その1】 常に根拠法令を確認しましょう
- 【その2】 変更等の届出を忘れずに行いましょう
- 【その3】 利用者への説明は丁寧、確実に

【その1】 常に根拠法令を確認しましょう

- 指定基準や加算要件などに関することは、常に根拠となる法令や通知を確認してください。

※省令・告示は厚生労働省や県のホームページで随時情報発信されています。

- ホームページ等以外に、市販の書籍等を活用し、根拠を確認しながら事務を進めてください。

※指定基準、報酬請求の詳しい内容がサービス種類別に体系的に整理されています。

【その2】 変更の届出を忘れずに行いましょう

- 支援体制や報酬請求に関わる状況に変更が生じた場合などは、届け出が必要です。

※ 特に減算の届出や加算の要件を満たさなくなった場合の届出が遅れると多額の返還金が生じることがあります。

どのような場合に、いつまでに届出が必要なのかについては、日ごろから意識していただきたいと思います、

【その3】 利用者等への説明は丁寧に、確実に

〈気を付けていただきたいこと〉

- 利用契約書や個別支援計画書を形式的に作成しても、内容について利用者又は家族の同意を得ていなければ「作成した」ことになりません。
- お金に関することは特にトラブルが起きやすいため、利用者が負担する金額については根拠を明確にし、利用者又は家族に分かりやすく丁寧に説明の上、理解と合意を得ながら支援を行ってください。
- 受給者証の確認と契約内容報告書の提出も忘れず行ってください。

令和4年度の実地指導の実績

◆ 事業所 所在別集計

市町村名	沖縄市	うるま市	宜野湾市	西原町	北谷町	嘉手納町	読谷村	中城村	北中城村	その他	総合計
事業所件数	29	22	10	6	7	2	7	10	0	0	93
指定番号件数	36	29	11	7	8	2	9	12	0	0	114
サービス件数	41	39	21	7	9	2	10	19	0	0	148
文書指導	308	257	144	65	47	11	46	96	0	0	974
口頭指導	165	149	79	45	53	8	38	43	0	0	580
助言	98	89	38	21	21	0	10	28	0	0	305

◆ サービス種別実地指導区分集計					
	サービス名称	件数	文書指導件数	口頭指導件数	助言件数
1	就労移行支援(一般型)	0	0	0	0
2	就労継続支援(A型)	260	144	78	38
3	就労継続支援(B型)	434	249	137	48
4	就労定着支援	0	0	0	0
5	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
6	自立訓練(生活訓練)	29	21	4	4
7	居宅介護	57	36	14	7
8	重度訪問介護	57	36	14	7
9	同行援護	33	23	8	2
10	行動援護	17	11	3	3
11	療養介護	0	0	0	0
12	生活介護	59	19	27	13
13	地域移行支援	7	4	0	3
14	地域定着支援	7	4	0	3
15	共同生活援助	0	0	0	0
16	計画相談支援	169	69	55	45
17	障害児相談支援	173	73	56	44
18	児童発達支援	186	97	60	29
19	放課後等デイサービス	361	182	121	58
20	保育所等訪問支援	10	6	3	1
	合計	1859	974	580	305